

2014年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	石塚 伸一

基準2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
	課程修了の要件／履修科目登録の上限／他の大学院において修得した単位等の認定／入学前に修得した単位等の認定

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第23条）。※【留意事項】あり	I◎	B	B
2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36単位を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第7条）。※【留意事項】あり	I◎	A	A
2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内、ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみならずことができる。）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第21条）。	I◎	A	A
2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第22条）。	I◎	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-16 課程修了の要件については、前回の評価時から変更はない。すなわち、「専門職大学院学則」第13条及び別表並びに「履修細則」第3条第4項、別表2及び別表2の2に定めるとおり、①在学期間3年以上、②所定の区分にしたがった102単位以上の修得、③必修科目GPA1.60以上を要件としている。 そのうち、在学期間に関する要件は、「専門職」第23条の規定に合致している。修了要件単位数（102単位）に関する要件は、「専門職」第23条が定める下限（93単位）を上回り、かつ、「法科大学院基準」が定める「特に留意すべき水準（106単位以上）」を下回っている。修了認定でのGPAの活用については、中教審・法科大学院特別委員会が2009年4月に公表した報告書で提言しており（「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」p.19）、本法科大学院の取り組みはこれに即している。したがって、修了要件の設定に法令上及び中教審での議論に照らして問

題はないものと認識している。

ただし、修了要件単位数について、大学基準協会からは、「学生の履修上の負担への影響については、今後の検証及びその結果に基づいた一層の配慮が望まれる」（「改善報告書検討結果」p.20）との指摘を受けている。そのため、2012年度からは、毎年度末に実施している「カリキュラム改革に関するアンケート」の結果を分析することにより、この指摘に応えている。このアンケートでは、法科大学院で求められる学修量について、「評価5：多すぎる」から「評価1：少なすぎる」までの5段階で学生の評価を調査している。したがって、集計結果を分析することで履修上の負担感を検証できるものと考えている。2013年度の調査結果では、全学生の全分野での平均値は3.69となり、前年度の平均値(3.18)と比較すれば、やや上昇したものの、依然として「適当」を表す「評価3」の近傍に位置している。したがって、負担が過重とはいえないものと認識している。

2-17 履修科目登録の上限については、前回の評価時から変更はない。すなわち、「履修細則」第7条第1項に定めるとおり、1年次では42単位、2年次では36単位、3年次では44単位に設定している。

前回の評価結果では、「履修科目登録の上限が36単位を越えていることに対し、その適切性を検証して頂きたい」との指摘を受けた。この指摘に対する検証結果は以下のとおりである。

履修登録の上限に関する法令上の根拠は「告示53号」第7条である。それによれば、履修科目の年間登録上限については、「36単位を標準として定める」とされているため、36単位を越えて設定していたとしても、直ちに法令に違反しているとはいえない。したがって、本法科大学院の設定が標準的な設定の範囲内かどうか問題となる。

この点に関して「法科大学院基準」は、1年次では36単位に加えて法律基本科目に当たる科目6単位の総計42単位まで、3年次では44単位までの設定を認めており、本法科大学院の設定はこの範囲内にある。「法科大学院基準」の規定は、「告示第53号」第7条の解釈指針であるといえることから、問題はないものと認識している。

2-18 他の大学院で修得した単位等の認定について、「専門職大学院学則」第8条第1項は、「教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる」ことを定めており、「本学大学院研究科の授業科目の履修についても、これに準ずる」こととしている。また、同条第2項は、これらの規定に基づき修得した単位について、「本学当該専門職大学院において修得したものとして認定することができる」ことを定めている。

他方、外国の大学院で修得した単位の認定について、「専門職大学院学則」第9条は、「外国の大学院で学修すること（日本国内における通信教育を含む）を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる」ことを定めている。

このようにして、国内外の他大学院で修得した科目の認定単位数について「専門職大学院学則」第11条第2項は、入学前の既修得科目及び法学既修者認定科目と合わせて30単位を超えないこととするを定めている。これらの取扱いは、「専門職」第21条に照らして適切である。

教育水準及び教育課程としての一体性の保持については、「履修細則」第8条で、対象となる大学院の種別、事前の手續、上限単位数及び認定対象科目の分野等について、詳細に規定することによって担保している。ただし、本法科大学院が他法科大学院との間で大学間協議に基づく協定等を締結した実績はなく、他法科大学院での履修によって修得した科目の単位を認定した実績もない。

なお、他法科大学院で履修可能な単位数の上限については、年次にかかわらず、通常の履修登録と合わせて1年間に36単位としている（「履修細則」第8条）。しかし、通常の年間登録上限は、1年次では42単位であり、3年次では44単位となっている（同第6条第1項）。1年次及び3年次では規定間の不整合が生じている。これは、2012年度に年間登録上限を変更した際に、併せて他法科大学院履修の上限を変更していなかったためである。この不整合への対応としては、2013年度に「履修細則」第8条の改正を承認済みであり、2014年度からの施行により、問題点は解消する予定である。

2-19 入学前に修得した単位等の認定については、「専門職大学院学則」第10条第1項の規定により、「本学又は他大学の大学院各研究科を修了又は退学し、本学専門職大学院に入学した者について教育上有益と認めるときは、既に当該の大学院で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学当該専門職大学院において修得したものとして認定することができる」こととなっている。また、この取扱いによる認定単位数については、同第11条第2項の規定により、他大学院での履修科目、留学による修得科目法学既修者認定科目と併せて30単位を超えないこととなっている。これらの取扱いは「専門職」第22条の規定に照らして適切である。

なお、2013年度には、入学前に修得した単位についての認定申請はなく、単位認定の実績はない。

<p>[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。</p>
<p>2-16 課程修了の要件</p> <p>[自ら掲げた改善すべき事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> 修了要件単位数については「専門職」第23条の下限を超えており、かつ、「法科大学院基準」が定める「留意すべき水準」には達していないことから適切である。このことは学生に対するアンケート結果からも裏付けられている。ただし、「12カリキュラム」は導入から日が浅いことから、課程修了要件の適切性と履修上の負担への配慮について、継続して検証する必要がある。 <p>[評価結果で改善すべき点とされた事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> 修了要件単位数が102単位と些か多い設定となっていることから、履修上の負担が過重にならないよう、課程修了要件の適切性と履修上の負担への配慮について、継続して検証することが望まれる。【留意点】
<p>2-17 履修科目登録の上限</p> <p>[評価結果で改善すべき点とされた事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> 履修科目登録の上限が36単位を越えていることに対し、その適切性を検証して頂きたい。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

<p>現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。</p>
<p>特になし。</p>

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

<p>現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。</p>
<p>2-16 課程修了の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生の履修上の負担に係る検証については、必要に応じて検証結果をカリキュラム改革にフィードバックさせることを前提に実施しているが、学生募集の停止により、今後、新入生を対象とするカリキュラム改革を行うことはありえなくなった。既存学生に対しては、入学時のカリキュラムを修了まで適用することが原則であり、入学時に遡って修了要件を変更することもほぼありえない。また、2014年度の入学者数は計4人（未修者、既修者各2人）に留まったことから、アンケート集計の平均値を分析するという検証方法の有効性にも疑問の余地が生じている。さらに、過去2年間の検証結果に問題がみられないことをも勘案すれば、検証の終了を視野に入れた検討を行う必要がある。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-16	(再掲：1-1-①)「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
	(再掲：2-1-⑤)中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月
	①大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月
	②「2013年度『カリキュラム改革に関する調査』集計結果（2012年度以降入学生対象）」2014年5月14日 教授会報告
	③「2012年度『カリキュラム改革に関する調査』集計結果（2012年度入学生対象）」2013年4月1日 教授会報告
2-17	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
2-18	(再掲：1-1-①)「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
2-19	(再掲：1-1-①)「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可

II. 評価結果

総評
認証評価で助言のあった修了要件単位数について、毎年年度末に実施している「カリキュラム改革に関するアンケート」結果を分析し、学生の負担加重について検証していることは評価できる。 しかし、学生募集停止により、従前の方法では有効な検証ができず、検証の終了を視野に入れた検討を行う必要があることは理解できる。在学するすべての学生が修了するまでの間は、これまでと同様の教学支援・学生指導体制を継続するというを常に念頭に置きつつ、その検討を進めていただきたい。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・認証評価で助言のあった修了要件単位数について毎年年度末に実施している「カリキュラム改革に関するアンケート」結果を分析し、学生の負担加重について検証していることは評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
・学生募集停止により、従前の方法では有効な検証ができず、検証の終了を視野に入れた検討を行う必要があることは理解できる。在学するすべての学生が修了するまでの間は、これまでと同様の教学支援・学生指導体制を継続するというを念頭に置きつつ、その検討を進めていただきたい。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容 (法科大学院認証評価)
2-16 【問題点】
1) 修了要件単位数が100単位といささか多く、学生の履修上の負担への配慮から改善が望まれる(評価の視点2-11)。 → 認証評価時において、修了要件単位数がやや多かった点(100単位)に関しては、4単位を減じる方向で検討がなされていたが、他方において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告(2009年4月)へ対応するために、1年次配当の法律基本科目の新設・単位数増加(6単位増)を行った結果、最終的な修了要件単位数は、「100単位-4単位+6単位=102単位」となった。 上記の通り、指摘事項の改善に向けた取組みはなされているものと認められるものの、学生の履修上の負担への影響については、今後の検証及びその結果に基づいた一層の配慮が望まれる。 (大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月)
2) 修了認定基準ポイント制度については、履修細則に定める等、その根拠を規程上も明確にすることが望まれる(評価の視点2-11)。 → 「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」第3条に明文化して「1.6以上」としたことが認められ、改善が適切になされていると判断される(大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月)。
【勸告】
3) 「講義と演習の一体化」という構想のもと、1単位科目として位置づけられている法律基本科目の演習科目については、運用によっては単位制の趣旨に反するものとなり、またその結果として、法律基本科目の修得単位数の増大、全体の修了要件の増加を実質的にもたらすことも十分に予想される。今後も1単位科目として維持するのであれば、2009(平成21)年度以降の新カリキュラムの下で、所期の構想を実現するための制度的な担保措置を確実に講じ、またそうした科目の単位設定の妥当性について改めて検証し、単位制の趣旨に反することのないよう対処されたい(評価の視点2-3、2-16)。 ※本項目は、評価の視点2-3にて対応等を記載している。
2-17 【勸告】
1) 各年次に履修登録できる単位数の上限設定について、夏期休暇中の集中講義、春期休暇中の法務研修を対象外としている点は適切でないため、各年次の履修登録単位数に含めるなどにより改善されたい(評価の視点2-17)。

→ 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」を改正し、「法務研修」及び「サマーセッション（夏期集中講義）」の単位を年間登録制限単位数へ組み入れることとしたことが認められ、改善が適切になされているものと判断される（大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月）。

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
	在学期間の短縮／法学既修者の課程修了の要件／履修指導の体制／学習相談体制

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-20 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。	I◎	A	A
2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第25条）。	I◎	A	A
2-22 法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われているか。※【留意事項】あり	I○	A	A
2-23 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。	I○	A	A
2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。	II○	A	
2-25 正課外の学習支援（法科大学院以外の組織における活動であって、法科大学院が関与し法科大学院の学生が参加するものを含む。）が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか※【留意事項】あり	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-20 在学期間の短縮については、前回の評価時から変更はない。すなわち、「専門職大学院学則」第13条第2項の規定に基づき、入学前の既修得単位を認定された者又は法務研究科における法学既修者には、1年を超えない範囲での在学期間の短縮を認めている。このうち、入学前の既修得単位認定者への対応については、1年を超えない範囲と定めていることから、「専門職」第24条の規定に照らして適切である。ただし、評価の視点2-19で既述したとおり、入学前の既修得単位認定自体の実績がなく、在学期間の短縮を認めた実績はない。 法学既修者認定に伴う在学期間の短縮については、評価の視点2-21で後述する。
2-21 法学既修者の課程修了の要件については、前回の評価時から変更はなく、評価の視点2-16で既述した要件（在学期間3年以上、102単位以上修得、GPA1.60以上）を法学既修者にも適用している。 ただし、法学既修者については、「専門職大学院学則」第13条第2項の規定を踏まえた「履修細則」第9条の2の規定により、「入学時点において、既に法科大学院に1年間在学したものとみなし、入学初年度から2年次生として扱う」

ことを定めている。また、単位修得については、「専門職大学院学則」第10条第2項を踏まえ、「履修要項」p.3の表に掲げる1年次配当の法律基本科目の一部（計30単位）を一括認定している。これらの取扱いにより、2年間での修了を可能としている。このような取扱いは、在学期間の短縮について1年を超えない範囲とし、単位認定についても30単位を超えない範囲としていることから、「専門職」第25条の規定に照らして適切である。

2-22 履修指導の体制及び内容については以下のとおりである。

(1) 入学予定者を対象とする履修指導

入学予定者を対象とする履修指導については、教務委員会が所管し、入試・広報委員会と連携して実施する体制を整備している。2014年度入試（2013年度実施）での実施内容については、以下のとおりである。

法学既修者及び法学未修者の両方に共通する取り組みとして、到達目標を意識した準備学習の早期開始を促すため、前期日程の入試合格者を対象とし、2013年9月16日に「合格者の集い」を企画し、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」の説明及び「学習ナビゲーター2014」（科目別の学習方法及び参考文献についてアドバイスするために作成）の配付等を行う予定としていた。しかし、この企画は、台風接近のため中止となり、これに替えて10月12日に「入学手続者向け説明会」を開催した。そのため、「合格者の集い」で予定していた履修指導については、この説明会で実施した。また、入学前の法学未修者に対する履修指導としては、この説明会に加え、法律学を学ぶために必要となる基礎知識を修得させるための「リーガルリテラシー講習会」を開講した。中教審・法科大学院特別委員会の未修者教育充実WGは、「入学が内定している者に対し、入学前ガイダンスの実施や入門用の基本書・教材の紹介及び学修の奨励など事前準備に取り組んでいく必要がある」（「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」p.12）旨、提言しており、本法科大学院の取り組みは、これに即しているといえることから、適切な取り組みであると認識している。

なお、後期日程の入学試験では、入学手続者がいなかったため、入学予定者を対象とする履修指導は実施していない。

(2) 新生を対象とする履修指導

新生に対しては、入学式から授業開始までの間に「新生オリエンテーション期間」を設け、コース（標準・既修）別の「履修ガイダンス」を開催した。これに加えて標準コース生に対しては、憲法、民法及び刑法の3科目について、各科目の授業担当者を講師とする「未修者のための導入教育」を開講した。

(3) 在学生に対する履修指導

在学生に対する履修指導については3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催した。その後、授業開始までの間には専任教員による「学修相談期間」を設け、学生からの質問及び相談に個別対応した。

なお、「学修相談期間」は、9月の第1学期成績配付から第2学期授業開始までの期間にも設定した。

(4) 「法科大学院基準」が求める留意事項についての対応

「リーガルリテラシー講習会」及び「未修者のための導入教育」では、いずれでも入学後のカリキュラムの一部として実施すべき内容は扱っていない。

2-23 教員による学習相談体制及び学習支援内容については以下のとおりである。

(1) オフィスアワー

オフィスアワーについては専任教員全員が設けており、設定時間等の詳細については、掲示等によって学生に周知している。ただし、その利用状況については、年度当初の時点では把握しておらず、2013年12月実施分からは、全専任教員に対して課外学習指導全般に係る「月報」の提出を求めることにより、改善を図っている。

(2) 学修相談期間

学修相談期間については、各学期の成績配付から次学期の授業開始までの期間に全専任教員が設けている。学生は、この期間に各教員の研究室を自由に訪問し、新学期を迎えるに当たっての学習上の悩み等を教員に相談できるようにしている。

また、この期間には、教務委員が分担し、成績不振者（原級留置、修了延期決定者又はこれらが見込まれる者等）に対する個別指導を行っている。2013年度には、第1学期終了時に11人の対象学生を、第2学期終了時に8人の対象学生を抽出し、個別指導を実施した。

(3) 学習相談員制度

学習相談員制度は「履修要項」p.15に記載しているとおり、「学生・修了生一人ひとりに対して、より綿密な相談対

応や学修支援を行っていくため」に導入している。学習相談員の役割を担うのは、すべての専任教員であり、制度の対象はすべての在学学生及び修了生である。実施内容については個別科目の指導及びその他の学習相談対応である。手続については制度の利用を希望する学生が、教員を指名することになっており、法科大学院教務課で随時、指名受付を行っている。しかし、2011年度までは、学習相談員を指名する学生がほとんどいない状況が続いていた。このような状況を踏まえ、2012年度からは、教員との接点を維持しづらいた修了生に対して学習相談員を配置することを旨とした改善方を講じている。2013年度に実施した新たな改善方策としては、研究生の出願に際し、あらかじめ、学習相談員を指名し、その承認を得た学習計画書を提出することを必須要件としたことが挙げられる。この制度変更により、すべての研究生登録者（通年68人・第1学期28人・第2学期20人）に学習相談員が配置されることとなった。また、2012年度からは、学習相談員の配置の早期化を目指し、修了を控えた3年次生に対して期間を定めて学習相談員を指名するよう呼びかけを行っているが、2012年度には10月にこれを実施したのに対し、2013年度は6月に時期を早めた。この取り組みにより、31人の3年次生のうち、27人が学習相談を指名した。

このように、制度利用者が少ないという問題点については改善が図られつつある。しかし、個々の学生に対する指導実績及び指導内容については、組織的な把握が十分ではない。そのため、既述のとおり「月報」の提出を求めることによって改善を図っているところである。

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制及び学習支援の内容については以下のとおりである。

(1) チュートリアル・スタッフ (TS) による学習支援

本法科大学院では、アカデミック・アドバイザーに該当する制度として、「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」に基づく「TS制度」を設けている。TS制度の採用対象者は原則として弁護士であり、本法科大学院の修了生が中心である。2013年度には在学者数56人に対して17人のTSを確保した。TSによる指導は授業の補充が中心であり、「TSゼミガイド」に記載しているとおりの体系的なプログラムを編成している。

(2) ティーチング・アシスタント (TA) による学習支援

TAについては、「ティーチング・アシスタント規程」に基づき配置している。この制度の詳細については、「推薦要領」に定めるとおりである。配置対象科目は、原則として法律基本科目及び「実務総合演習」（実務基礎科目のうち、「民事実務演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」）である。業務内容は、専任教員の指示の下で行う授業に必要な資料収集及び学生からの質問取次ぎ等である。TAを務める資格を有するのは授業担当者の推薦を受けた研究生である。2013年度第1学期には対象となる延べ26クラスのうち、22クラスに各1人を配置した。第2学期には延べ28クラスのうち、24クラスに各1人を配置した。また、これに加えて展開・先端科目にも2人を配置した。

(3) ロー・ライブラリアンによる学習支援

学習に必要な法情報の収集に関する学生からの相談に対応するため、法科大学院教務課にロー・ライブラリアンの役割を担う嘱託職員を配置している。当該職員は深草図書館分室に常駐し、修士（法学）の学位及び図書館司書の資格を生かした相談対応を行っている。また、学生の予習に役立てるため、夏期・春期の長期休暇ごとに発行している「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』」の編集についても担当している。

2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点 2-5 で既述したとおり、受験指導を行わないことを明文化した「論述指導ガイドライン」を制定し、これを正課外の学習支援にも適用することにより、あるべき教育理念から離反しないようにしている。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
2-22 履修指導の体制及び内容
・ 専任教員による課外学習指導（オフィスアワー及び学習相談制度等）の実施状況については、組織的な把握に着手したところであり、有効性の検証が十分に行われていない。そのため、課外学習指導に係る「月報」の提出要請を継続し、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、有効性の検証を実施する。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-20	(再掲：1-1-①)「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
2-21	(再掲：1-1-①)「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
2-22	①「2014年度前期入学試験入学手続者向け説明会」2013年10月12日開催
	②「学習ナビゲーター2014～入学までの時間を有意義に過ごすために～」2013年9月
	③中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」2012年11月
	(再掲：1-3-①)「2013年度履修ガイダンス [標準コース新入生]」2013年4月1日開催
	(再掲：1-3-②)「2013年度履修ガイダンス [既修コース新入生]」2013年4月1日開催
	④「2013年度『未修者のための導入教育』レジュメ集」2013年3月
	⑤「法科大学院 履修ガイダンス資料（新2年次生）」2013年3月13日開催
	⑥「法科大学院 履修ガイダンス資料（新3年次生）」2013年3月13日開催
	⑦「2013年度 前期開始前の学修相談日程表」2013年2月27日 教授会報告
⑧「2013年度 第2学期授業開始前の学修相談日程表」2013年8月28日 教授会報告	
2-23	①「2013年度 前期 オフィスアワー開設時間」2013年2月27日 教授会報告
	②「2013年度 第2学期 オフィスアワー開設時間」2013年8月28日 教授会報告
	③「課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）月報（様式）」2013年11月13日 教授会承認
	④「2013年度 課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）実施実績一覧」2014年4月23日 教授会報告
	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
	⑤「2013年度から研究生出願時の手続きが変わります」2013年2月14日付け掲示
	⑥「2013年度 学習相談員の配置状況一覧」2013年9月30日現在
⑦「修了年次生対象学習相談員の指名受付について（提案）」2013年6月19日 教授会承認	
2-24	①「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」2005年2月10日制定
	②龍谷大学法科大学院「2013年度 チュートリアル・スタッフ（TS）一覧」2013年6月18日現在
	③龍谷大学法科大学院「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド2013年度前期」2013年3月
	④龍谷大学法科大学院「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド2013年度第2学期」2013年9月
	⑤「ティーチング・アシスタント規程」2004年7月8日制定
	⑥「2013年度第1学期 法科大学院TA推薦要項」2013年2月20日 教授会報告
	⑦「2013年度 第1学期 TA配置状況一覧」2013年5月1日現在
	⑧「2013年度 第2学期 TA配置状況一覧」2013年10月1日現在
2-25	(再掲：2-5-①)「論述指導等に関するガイドライン」2009年10月14日 教授会承認

II. 評価結果

総評
<p>在学期間の短縮については、法学既修者に対する対応を含め「専門職大学院設置基準」に照らし本学の「専門職大学院学則」に定め、適切に実行している。</p> <p>また、入学予定者を対象とした履修指導を通し、中教審・法科大学院特別委員会の提言にも適切に取り組んでいる。</p> <p>専任教員による課外学習指導（オフィスアワー及び学修相談制度等）の実施状況については、組織的な把握に着手したところであり、有効性の検証が十分に行われていない。そのため、課外学習指導に係る「月報」の提出要請を継続し、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、有効性の検証を実施する。と改善すべき事項とその改善方策に記載しているが、是非実施して頂きたい。</p> <p>正課外の学修支援の過度な司法試験受験対策への偏重について、評価の視点 2-5 から、教員に対して「論述指導等に関するガイドライン」を「シラバスの手引」に掲載することで周知している旨確認できた。</p>
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
・専任教員による課外学習指導（オフィスアワー及び学修相談制度等）の有効性の検証に努めて頂きたい。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	石塚 伸一

基準2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
	授業計画等の明示／授業の方法／授業を行う学生数

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-26 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容・方法及び1年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第1項）。	I◎	B	A
2-27 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。	I○	A	
2-28 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか（「専門職」第8条）。	I◎	A	A
2-29 授業方法が過度に司法試験受験対策なものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。※【留意事項】あり	I◎	A	
2-30 効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）を少人数とすることを基本としているか（「告示第53号」第6条第1項）。	I◎	A	A
2-31 法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）が法令上の基準（50人を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第6条第2項）。※【留意事項】あり	I◎	A	
2-32 個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数が設定されているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-26 授業計画等の明示に関する対応については以下のとおりである。 (1)法令上の基準の遵守状況 授業計画等については「シラバス」に掲載し、公開することとしているが、入力項目には必須項目と任意項目を設けていた。そのため、科目によって項目立てに違いが生じることとなり、大学基準協会からは、「改善報告書検討結果」p.7のとおり、問題点の指摘を受けることになった。そこで、2013年度版ではシラバスの全項目を必須項目に変更し、2012年度第22回教授会（2013.3.13開催）で、授業担当者に表記をそろえるよう要請した。ただし、「改善報告書検討結果」の受信と学生へシラバス公開が同時期（2013年3月中旬）であったため、この取り組みは、法律基本科目の講義科目に限って行った。そのため、2014年度版のシラバス作成時には、全科目でシラバスの項目を統一できるよう、細分化されていた項目を整理した。その際には、「龍谷共通の到達目標モデル（階層4）」（評価の視点2-1参照。）を授業に反映させられよう、到達目標及び自学自習への配慮を重視する項目立てとした。すなわち、従来の「学修目標」という項目については「学修目標・自学自習についてのアドバイス」に変更し、「学修上の留意点」、「詳細」及び「キーワード」については廃止した。また、原稿依頼時には、各授業担当者に手引書を配付し、新たなシラバスの趣旨を周

知徹底した。このような取り組みにより、指摘を踏まえた改善を図っているところである。

(2) 「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示

「法科大学院基準」がいう「基本的素養の水準」とは、「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて各法科大学院が策定するべき到達目標であり、本法科大学院では「龍谷版共通の到達目標モデル」がこれに該当する（評価の視点2-1）。そのため、2013年度版のシラバス作成時には、各授業担当者に対し、「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」及び検討中の「龍谷版共通の到達目標モデル（階層4）」を踏まえた内容とするよう、文書で要請した。2014年度版の作成時には、「龍谷版共通の到達目標モデル（階層4）」の完成を踏まえ、各授業担当者への手引書の配付を通じて更なる周知徹底を図った。

2-27 シラバスにしたがった授業の実施については、成績評価に係る記載内容を変更する際には、教務委員会の承認を必要とする取扱いを設けている。また、2014年度版シラバスの作成時から、原稿依頼時の手引書に、シラバスは、「教員と学生の契約」と位置付けられることもある旨を記載し（「シラバス作成の手引」p.1）、授業担当者への周知を図っている。

他方で、実態把握については取り組んでおらず、適切性の検証については十分にできていない状況にあった。このような状況を踏まえ、2013年度第1学期実施分からは、「授業アンケート」の設問項目を見直し、「この授業は、おおむね、シラバスに対応して進められたと思いますか」という設問（問9）を追加し、検証を行った。その結果、2013年度第1学期には「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が92.7%を占め、平均値は3.49となった（『授業アンケート』集計結果集 p.10）。また、第2学期には肯定的評価が88.9%を占め、平均値は3.43となった（同 p.39）。したがって、年間を通じてほとんどの学生が肯定的に評価しているといえる。

2-28 法曹養成のための実践的な教育方法の実施については、「教育課程編成・実施の方針」で、「ソクラテスメソッドやプロブレムメソッドなどの教授法を駆使し、双方向・多方向型の授業により、学生の自発的学習態度を引き出すとともに、課題解決力を育成することに留意した授業運営を行う」（「履修要項」p.37）ことを掲げている。また、適切性の検証については、「授業アンケート」及び「教員相互による授業参観」を通じて行っている。

(1) 「授業アンケート」を通じた検証

「授業アンケート」では、「双方向型または多方向型の授業が行われていましたか」という問い（問8）を設けて学生による評価を調査している。その結果については、2013年度第1学期では「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が91.2%を占め、平均値は3.43となった（『授業アンケート』集計結果集 p.9）。また、第2学期では肯定的評価が92.3%を占め、平均値は3.49となった（同 p.38）。したがって、年間を通じてほとんどの学生が肯定的に評価しているといえる。この結果については、FD全体で討議を通じて検証を行っている。討議では、i コラボ（Eラーニングシステム）の活用方法や、学生の質問の引き出し方など、双方向・多方向形式の取り入れ方などにも議論が及ぶこともあり、「改善報告書検討結果」の指摘を踏まえた改善の取り組みがなされている。

(2) 「教員相互による授業参観」を通じた検証

「教員相互による授業参観」を通じた検証としては、「授業参観シート」に「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設け、教員による相互評価を行っている。また、授業参観の実施後には、「FD全体会」でその結果についての討議を行っており、問題がないことを確認している。

2-29 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点2-5で既述したとおり、「論述指導ガイドライン」によって過度な司法試験受験対策となるような授業は行わないことを明文化している。

2-30 少人数教育の実施状況については、「教育課程編成・実施の方針」で、「少人数教育の充実」を掲げており（「履修要項」p.37）、入学定員を25人に設定している。したがって、「告示第53号」第6条第1項に照らして適切である。

2-31 各法律基本科目での適正学生数の設定状況については以下のとおりである。

講義科目での適正学生数については原則として入学定員に合わせて25人に設定している。ただし、法学既修者が入学時に単位認定を受ける科目（選択認定科目を除く）については、入学定員（25人）から既修コースの募集人員（12人程度）を除いた人数（13人）に設定している。各科目の2013年度の登録学生数は、最も多い「民事訴訟法Ⅱ」で21

人である（「基礎データ」表4）。

演習科目では科目内容に応じて2ないし3クラスに分割して開講するため、適正学生数は8人ないし9人程度又は12人ないし13人程度としている。各科目の2013年度の登録学生数は、最も多い「公法総合演習b」で17人である（同上）。

2-32 個別的指導が必要な授業科目には、その一環としてエクスターンシップを実施する「法務研修」がある。学生数については、実習先1か所につき学生1人とするのが原則としており、2013年度も原則どおりに運用した。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

2-26 授業計画等の明示

[評価結果で改善すべき点とされた事項]

- ・シラバスにおける記載事項の統一性の観点から、その内容を点検することが望まれる。【留意点】

2-27 シラバスにしたがった適切な授業の実施

[自ら掲げた改善すべき事項]

- ・シラバスに従った授業の実施状況の点検は行えていない。

[評価結果で改善すべき点とされた事項]

- ・シラバスに沿った授業の実施状況を点検することが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-26	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月
	(再掲：2-16-①)大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月
	①「2012年度第22回（178回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年3月13日開催
	②「2014年度版シラバスの作成に向けた掲載項目の見直しと統一化について」2013年6月5日 教授会承認
	(再掲：2-5-②)「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月
2-27	③「2013年度シラバス作成に関連してのお願い」2012年12月
2-27	①「成績評価の基準と方法について」2012年12月
	(再掲：2-5-②)「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月
	②「『授業アンケート』集計結果集 [2013年度]」2014年5月
2-28	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
	(再掲：2-27-②)「『授業アンケート』集計結果集 [2013年度]」2014年5月
	①「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集 [2013年度]」2014年5月
	②「2013年度第4回FD全体会記録（一部抜粋）」2013年10月23日開催
2-29	(再掲：2-5-①)「論述指導等に関するガイドライン」2009年10月14日 教授会承認
2-30	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
2-31	「2014年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」（表4）1授業科目あたり学生数 2014年5月
2-32	(再掲：2-13-①)「2013年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」2013年9月

II. 評価結果

総評
<p>大学基準協会の「改善報告書検討結果」を踏まえ、シラバスによる事業計画を明示し授業終了後の「授業アンケート」の設問項目を見直し検証を行った結果、肯定的評価が高かったことは評価できる。今後も継続して取り組んで頂きたい。</p> <p>同じく大学基準協会から問題点とされた「双方向ないし多方向の討論を重視する・・・」についても授業アンケートの結果から高い肯定的評価が得られたことも評価できる。今後も高い評価を得られるよう取り組んで頂きたい。</p> <p>シラバスの全項目を必須項目に変更し、全科目でシラバスの項目を統一できるよう細分化されていた項目を整理し、法曹として備えるべき基本的素養の水準として定めた「龍谷版共通的到達目標モデル（階層4）」を授業に反映させられるよう、改善に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>また、原稿依頼時に手引き書を配布し、新たなシラバスの趣旨を周知徹底している点は評価できる。今後は、その効果を検証する体制や仕組みを整備することが望まれる。</p>
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
<ul style="list-style-type: none">・授業アンケート集計結果において得た肯定的評価。・シラバスの全項目を必須項目に変更し、全科目でシラバスの項目を統一できるよう細分化されていた項目を整理し、法曹として備えるべき基本的素養の水準として定めた「龍谷版共通的到達目標モデル（階層4）」を授業に反映させられるよう、改善に取り組んでいることは評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
<ul style="list-style-type: none">・新たなシラバスの趣旨の周知について、その効果を検証する体制や仕組みを整備することが望まれる。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）
2-26 【勧告】
<p>1) シラバスにおいて、科目によって項目立てに差があり、テーマを掲げるに過ぎない科目もあるため、授業計画の明示を徹底されたい（評価の視点2-26）。</p> <p>→ 2012（平成24）年度「SYLLABUS 講義概要・授業計画」の「講義概要」の部分においては、項目立てが全科目にほぼ共通していることが認められる。</p> <p>しかし、「授業計画」の表の方は、「学習内容」だけは共通であるが、「キーワード」「学習上の留意点」「詳細」の項目の有無が統一されておらず、同じ1年次以上の法律基本科目の中でも統一性に欠け、改善が不十分であるといわざるをえない。また、記述量についても一定ではなく、学生が予習するに際して十分な記述とはいえない科目も存在する。</p> <p>したがって、今後は、「授業計画」の欄でも、項目を可能な限り共通にするとともに、記述の少ない科目については、より詳細な記述をすることが望まれる。</p> <p>（大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月）</p>
2-28 【問題点】
<p>1) すべての科目につき双方向ないし多方向の討論を重視する法科大学院教育の考え方にに基づき、1年次の講義科目についても双方向性・多方向性をより一層確保することが望まれる（評価の視点2-28）。</p> <p>→ 定員削減により双方向・多方向授業に適した少人数教育のできる環境を整え、授業参観、FD活動を通じて双方向・多方向授業の実施についての認識共有や活発な議論がなされていることが認められ、改善への積極的な取り組みがなされているものと判断される。</p> <p>なお、「授業アンケート」によれば、実際に双方向・多方向授業が実施されており、概ね好評であることが認め</p>

られるが、他方においては、いわゆる講義形式による授業を望む声も一部に見られることから、今後は、こうした学生の声も考慮して、双方向・多方向形式の取り入れ方やその割合等についても、さらなる検討や工夫が望まれる。

(大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月)

2-31 【勧告】

1) 法律基本科目における1クラスの学生数が、適正数を大幅に上回る状況はおおむね解消したものの、59名の学生数を抱えるクラスも依然として存在するため、今後とも適切な対応を講じられたい(評価の視点2-31)。

→複数クラスの開講や入学定員の削減など、少人数教育を徹底するための措置を講じており、その結果、クラスサイズも適正なものとなっていることが認められ、改善が適切になされているものと判断される(大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月)。

助言内容(大学認証評価)

【努力課題】

1) 経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科および法務研究科においては、シラバスの記載内容に教員間で精粗が見られるので、改善が望まれる。

2014年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	石塚 伸一

基準2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
	成績評価及び修了認定／再試験及び追試験／進級制限

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第2項）。※【留意事項】あり	I◎	B	B
2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第10条第2項）。※【留意事項】あり	I◎	B	
2-35 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。	I○	A	A
2-36 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。	I○	A	
2-37 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。	I○	A	A
2-38 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
<p>2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示については以下のとおり対応している。</p> <p>成績評価の基準及び方法については、「成績評価の仕組み」を「履修要項」p.9に明示している。また、各科目の成績評価の基準及び方法については「シラバス」に明示している。</p> <p>なお、成績分布割合の設定等については、「成績評価ガイドライン」で定めているが、このガイドラインについては、内部資料として扱っている。この点については、前回の評価結果で「努力課題」として指摘を受けており、2013年度に検討した結果、2014年度から当該ガイドラインを公開する予定としている。</p> <p>単位認定の基準及び方法については、「単位認定の要件」を「履修要項」p.3に「掲載している。また、課程修了の基準及び方法についても「履修要項」p.12に掲載している。</p>
<p>2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については以下のとおり対応している。</p> <p>(1)成績評価及び単位認定の実施状況</p> <p>ア 成績評価での出席の取扱い</p> <p>成績評価での出席の取扱いについては、「履修要項」p.10に記載しているとおり、定期試験では、原則として3分の</p>

2以上の出席がなければ受験資格を認めないこととしている。また、出席していること自体を加点事由としないこととし、シラバスの原稿作成依頼時にはその旨を記載した文書（「成績評価の基準と方法について」）を授業担当者に配付し、周知している。

イ 成績分布割合の設定

成績分布割合の設定については「成績評価ガイドライン」で定め、実際の分布の妥当性については教授会及びFD全体会で一覧表を配付し、確認している。しかし、大学基準協会からは、「複数の必修科目において、90%以上がA評価という状態は、せっかく修了認定基準ポイント制度（GPA1.6以上）を導入しても、その意味を希薄化してしまう可能性が指摘されることから、厳格な成績評価については、今後もより一層の検討が必要である」（「改善報告書検討結果」p.6）との指摘を受けている。また、前回の評価結果でも「努力課題」としての指摘を受けている。

これらの指摘を踏まえ、2013年5月には「成績評価ガイドライン」を改訂し、演習科目の成績評価に係る「A方式」を廃止した。「A方式」とは、一定の条件をみたした学生の評価をAとし、これを標準とする方法である。この改定案は、2013年度第6回教授会（2013.5.22開催）で承認され、承認と同時に適用された。また、教授会及びFD全体会での成績分布の適切性に係る検証も継続した。

その結果、2013年度の成績分布では、受講生の90%以上がA評価を受ける法律基本科目の演習科目はなくなっており、一定の改善が図られている（「成績分布関係資料集」p.1及びp.11）。

その一方で、成績評価の更なる厳格化を図るべく、2013年6月には、「成績評価ガイドライン」の再改訂を行っており、2014年度から適用する予定としている。新ガイドラインでは、演習科目に特有の評価方法を廃止し、演習科目と講義科目が共通の方法で評価することとした。その上で、受講者数が20人以上の科目については、S及びA評価の割合を引き下げ、C評価の割合については引き上げた。また、受講者数が20人未満の科目では、S及びA評価を若干名の範囲内に制限した。さらに、このガイドラインから逸脱があった場合、教務委員会の議により、成績評価の修正を求めることができる旨も規定した。

ウ 成績評価の細分化による成績評価やGPAの引上げ操作の有無

成績評価及びGPAを算出時のグレードポイントの段階設定については、5段階としており、細分化による引き上げ操作は行っていない。

(2) 課程修了認定の実施状況

課程修了の認定に当たっては、評価の視点2-16で既述した基準にしたがって可否の判定を行っており、教務委員会の議を経て教授会で審議・決定している。2013年度に実施した修了判定での標準年限修了者数は22人であり、標準修業年限修了率は75.9%である（「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」pp.2-3）

2-35 再試験制度については廃止済みのため、本評価の視点には該当しない。

2-36 追試験については、「履修細則」第9条に基づき、「病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けなかった者」に対し、当該学生の申請に基づき実施している。追試験の実施期間については「学年暦」に定め、「履修要項」p.viiに明示している。受験資格及び出願要項についても「履修要項」p.11に明示している。出願があった場合には、教務委員会で出願内容及び診断書等の証明書類を確認の上、教授会で受験資格を判定している。ただし、2013年度には追試験の出願はなかった。

2-37 進級制限措置については、「進級制度」を導入することで対応している。進級要件等については、「履修細則」第3条第1項、別表1及び別表1の2に規定しているとおりであり、学生が2年次又は3年次に進級するためには、以下の要件をいずれも充足しなければならないことにしている。

- ① 在学年次終了までに配当される必修科目につき、単位未修得の科目数が2科目未満であること。
- ② 必修科目のGPAが1.60に達していること。

2-38 進級制限の代替措置の適切性については、進級制度を導入しているので、本評価の視点には該当しない。

<p>[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。</p>
<p>2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示</p> <p>[評価結果で改善すべき点とされた事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「成績評価ガイドライン」については、学生に対して成績評価の基準をあらかじめ明示するという観点から、今後は履修要項等に明示することが必要である。【努力課題】
<p>2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施</p> <p>[自ら掲げた改善すべき事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律基本科目の演習科目については、前回の認証評価結果で、一部にほとんどの受講生がA評価を受けている科目がみられるため、厳格な成績評価の観点から改善が必要となる。 <p>[評価結果で改善すべき点とされた事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> 成績評価については、一部にほとんどの受講生がA評価を受けている科目がみられるため、厳格な成績評価の観点から改善が必要である。【努力課題】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

<p>現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。</p>
<p>特になし。</p>

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

<p>現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。</p>
<p>2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> 「成績評価ガイドライン」については、学生への公開に至っておらず、2014年度からは、履修要項に掲載して公開する。
<p>2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 成績分布の設定については、大学基準協会から問題点の指摘を受けているものの、「成績評価ガイドライン」を改訂するなどの改善を図っており、既に成果が現れはじめています。2014年度からは、新たな「成績評価ガイドライン」を着実に実行する。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-33	(再掲：1-2-①) 「2013年度履修要項」2013年3月
	(再掲：2-1-③) 「2013年度版シラバス」2014年3月
	(再掲：2-27-①) 「成績評価の基準と方法について」2012年12月
2-34	(再掲：1-2-①) 「2013年度履修要項」2013年3月
	(再掲：2-27-①) 「成績評価の基準と方法について」2012年12月
	① 「2013年度第12回(190回)法科大学院教授会議事録(一部抜粋)」2013年9月25日開催
	② 「2013年度第25回(203回)法科大学院教授会議事録(一部抜粋)」2014年3月12日開催
	(再掲：2-28-①) 「2013年度第4回FD全体会記録(一部抜粋)」2013年10月23日開催
	(再掲：2-16-①) 大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月
	③ 「成績評価ガイドラインの改定について」2013年5月22日 教授会承認
	④ 「成績分布関係資料集[2013年度]」2014年5月
	⑤ 『『成績評価ガイドライン』の改訂について(提案)』2013年6月19日 教授会承認
	⑥ 龍谷大学法科大学院webページ「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.html 最終アクセス：2014/05/27
2-36	(再掲：2-1-①) 「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」2005年4月4日制定

	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
2-37	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」2005年4月4日制定

II. 評価結果

総評
<p>努力課題とされた「成績評価ガイドライン」の学生に対する明示については、改善計画・報告書の通り、履修要項に掲載されており、評価できる。もう1点の成績評価が偏らないよう厳格な成績評価をする点についても、ガイドライン改訂案が教授会で審議、承認され適用された結果、2013年度の成績分布では偏りがなくなっており、一定の改善が図られたと評価する。今後も継続して検証頂きたい。</p>
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容 (法科大学院)
2-34 【問題点】
<p>1) 法律基本科目の演習科目については、一部にほとんどの受講生がA評価を受けている科目が見られるため、厳格な成績評価の観点から改善が望まれる(評価の視点2-34)。</p> <p>→複数の必修科目において、90%以上がA評価という状態は、せっかく修了認定基準ポイント制度(GPA1.6以上)を導入しても、その意味を希薄化させてしまう可能性が指摘されることから、厳格な成績評価については、今後もより一層の検討が必要である(大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月)。</p>

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
	教育内容及び方法の改善／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-39 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。	I◎	A	A
2-40 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。 ※【留意事項】あり	II○	B	
2-41 学生による授業評価が組織的に実施されているか。 ※【留意事項】あり	I○	A	
2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。※【留意事項】あり	II○	B	
2-43 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。	II○	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

<p>対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。</p> <p>2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施については、「教育課程編成・実施の方針」で、「教育成果向上のため、教育課程にかかる自己点検・評価と、授業改善のための組織的な取り組みを不断に行う」ことを掲げている（「履修要項」p.37）。この方針に基づき、活動全体の根拠規程となる「FD規程」を定め、以下の活動を実施している。</p> <p>（1）組織体制</p> <p>FD活動の推進に際しては、①FD委員会、②FD全体会、③FD部会の3種類の組織体制を整備している。</p> <p>FD委員会は、「委員会内規」第3条第1項第3号に基づき設置された委員会であり、「FD規程」第2条に定めるとおり、FD活動の運営・推進を目的としている。その構成員はFD委員長、教務主任、教務委員及び研究科長が指名する若干名の委員であり（FD規程第3条第1項）、FD活動に係る基本方針及び実施計画に関する事項の審議等を具体的な役割としている（同規程第4条）。</p> <p>「FD全体会」はすべての教授会構成員から構成される研究会であり（「FD規程」第5条第1項、FD委員会が策定した方針及び計画にのっとり、授業内容及び授業方法の改善について討議している）。</p> <p>FD部会は、科目群・系等の教育に関する事項等についての検討・協議を担っており（「FD規程」第5条第2項）、2013年度は公法系、民事法系、刑事法系及び法律実務系の4部会から構成した。</p> <p>（2）実施内容</p> <p>ア 「FD全体会」の開催</p> <p>2013年度には、司法試験、授業アンケート及び授業参観結果等に基づく授業改善を図るべく、計6回のFD全体会を開</p>
--

催した（「2013年度FD活動の総括と2014年度への指針」p.1）。

イ 「授業アンケート」結果の分析

「授業アンケート」結果の分析については評価の視点2-41及び2-42で後述する。

ウ 「教員相互による授業参観」の実施に基づく教育改善へのフィードバック

本法科大学院では、教務委員会において「教員相互による授業参観」を実施しており、「FD全体会」ではその内容に係る討議を行っている。

「教員相互による授業参観」の実施回数は各学期に1回であり、それぞれに2週間の実施期間を設定している。参観の対象となる科目は、当該期間中に開講される全科目であり、当該年度の授業担当者全員が参観資格を有する。そのうち、特に教授会構成員については、かならず1年に1回は他の教員の担当科目を参観することになっている。

実施後の流れについては以下のとおりである。授業を参観した教員は「参観シート」を提出し、授業担当者はそれに対するコメントを書面で提出する。「FD全体会」ではこれらを踏まえた授業改善のための討議を実施する。

2013年度の実施実績としては、第1学期には延べ11科目を11人が参観し、その結果については、2013年度第4回FD全体会（2013.10.23開催）で討議した。第2学期には延べ5科目を5人が参観し、その結果については、2014年度の「FD全体会」で討議する予定である。

エ 「FD活動報告書」の刊行

「FD活動報告書」とは、FD委員会が当該年度のFD活動の実績を取りまとめた報告書であり、webサイトで広く社会に公表している。2013年度には2012年の活動実績を取りまとめ、公表した。

オ その他

その他のFD活動としては、教員による学外の研修会やシンポジウムへの参加がある。2013年度には、日本弁護士連合会主催のシンポジウムへ参加など、計3件の実績があった。

2-40 FD活動の有効性については、年度末に当該年度の活動状況の総括及び次年度への指針を文書に取りまとめ、それを「FD全体会」で審議することによって検証している。2013年度の総括文書では、「龍谷版共通の到達目標モデル」に関連する取り組みをはじめとする10項目の活動について総括しており、それぞれの活動の成果が教育内容及び方法の改善に対しておおむね有効に機能していることを確認している。

なお、「法科大学院基準」は、「科目間に成績評価基準の差異が著しい場合、その改善に向けた取り組みがなされているかに留意する」ことを求めているが、この留意事項に対する取り組みについては、評価の視点2-34を参照されたい。

また、前回の評価結果では、「積極的にFD活動を展開しているものの、修了生の司法試験での合格率が全国平均の半分に達していない現状に鑑みれば、その効果は司法試験の合格状況を改善するには至っていないため、更なる取り組みが望まれる」との指摘を受けたが、この指摘への対応については、評価の視点2-45を参照されたい。

2-41 学生による授業評価については、教務委員会とFD委員会が連携し、「授業アンケート」を実施することによって対応している。役割分担については、企画及び実施が教務委員会の所管であり、実施結果の分析及び授業改善へのフィードバックがFD委員会の所管である。

授業アンケートの実施範囲は、原則として全科目である。ただし、従来、集中講義科目及び随意科目は対象から除いていたが、このうち、集中講義科目については、2013年度第2学期から実施対象に含めることとした。実施回数については1学期につき1回である。

2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については以下のとおり対応している。

(1) 「授業アンケート」結果の公開範囲

学生に対する「授業アンケート」結果は法科大学院ポータルサイトで行っており、公開範囲は、原則として、全科目・全設問に係る科目別・設問別の集計結果及びそれに対する授業担当者からのコメントとしている。

なお、「授業アンケート」の結果については、「FD活動報告書」に収録し、これをwebサイト上に公開することにより、広く一般にも公表している（「情報公表」p.2）。

(2) 「授業アンケート」の回収率を高めるための取り組み

「授業アンケート」の回収率を高めるための取り組みとしては、無記名方式を採用し、授業中に紙媒体で実施するな

どの工夫を行っている。それにより、2013年度の回収率については、第1学期、第2学期ともに9割近い水準を維持している。

(3) アンケート結果の組織的な反映

「授業アンケート」結果の組織的な反映に関する取り組みとしては、授業担当者に対してコメントの提出を依頼している点が挙げられる。提出されたコメントからは、授業担当者がアンケート結果を通じて認識した改善課題を確認することができる。例えば、2013年度第1学期実施分では、以下のようなコメントがなされている。

- ・ オフィスアワーの時間の設定等、ご指摘のあった点については、工夫し、改善を目指します。
- ・ 内容が難しかったというアンケートもありましたので、後期でも、基礎的な点について、復習しながら、授業を進めていくつもりです。
- ・ 後期の講義では具体的な事例に則して説明することに努める。
- ・ 「受講生の理解を確かめていたか」および「双方向性」の2項目の数値が他の項目に比べて低いことは、期末テストの出来があまり良くなかったという事実と符合するのかもしれませんが。双方向授業は、理解度を確かめるためにも重要であると思いますので、この点を改善できるように努力したいと考えます。
- ・ 判例などの学習を行ううえで役に立つ知識や観点を身につけることができるような講義方法になるよう、一層工夫を重ねたいと思います。

(「授業アンケート集計結果集」pp. 11-18)

また、「授業アンケート」の結果については、「FD全体会」での討議テーマにも取り上げ、教授会構成員全員で課題を共有している。特に、2013年度第1学期実施分については、アンケート結果の組織的な反映に繋がるよう、FD委員会で分析を加えた結果を報告し、話題提供を行った。その上で、学生からの評価が比較的高かった2科目の担当者に対して、授業運営上の工夫について報告を求め、出席者全員で改善課題を共有した。

2-43 教育方法に関する特色ある取り組みとしては、以下の3点が挙げられる。

第一に評価の視点2-13で既述したとおり、「法務研修」を必修とする方法により、全学生にエクスターンを体験させ、理論と実務の架橋を図っている点である。

第二に双方向教育システムや授業収録システムを利活用できるeラーニングシステムを提供するとともに、学内で無線接続LAN設備を整備した上で、全学生にノート型パソコンを無償貸与している点である(「パンフレット」p. 10)。

第三に「教学促進費」としてゲストスピーカーを招聘するための予算を確保している点である。それにより、授業の一環として、「市民のために働く法律家」を目指す上で、参考にするべき実務家等による講演会を開催することが可能になっている。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点(【改善勧告】【努力課題】【留意点】)」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

2-40 FD活動の有効性

[評価結果で改善すべき点とされた事項]

- ・ 積極的にFD活動を展開しているものの、修了生の司法試験での合格率が全国平均の半分に達していない現状に鑑みれば、その効果は司法試験の合格状況を改善するには至っていないため、更なる取り組みが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項(特色ある取り組みや成果創出など)とその伸長方策を記述してください。

2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施

- ・ 「教員相互による授業参観」に関して、全教授会構成員の参加を求め、授業担当者にはコメントの提出を求めている点は、効果を高める上で、有効であると認識しており、この取り組みについては今後も継続する。

2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備

- ・ 「授業アンケート」の結果を報告書に取りまとめて広く公表している点については、実施の効果を高める上で有効であると認識しており、今後も継続する。

2-43 特色ある取り組み

- ・ 「現状説明」に掲げた3つの取り組みは、いずれも本法科大学院の特色としてふさわしい取り組みであると認識しており、すべて今後も継続する。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-39	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
	①「法科大学院FD活動に関する規程」2009年2月4日制定
	②「2013年度 法科大学院FD部会 所属一覧」2013年4月24日 FD全体会了承
	③「2013年度FD活動の総括と2014年度への指針」2014年2月12日 FD全体会了承
	④「2013年度前期 教員相互による授業参観の実施について」2013年4月24日 教授会承認
	(再掲：2-28-②)『「教員相互による授業参観」参観シート・コメント集 [2013年度]』2014年5月
	(再掲：2-28-①)「2013年度第4回FD全体会記録(一部抜粋)」2013年10月23日開催
2-40	⑤「龍谷大学法科大学院 2012年度FD活動報告書」2013年9月
	⑥「教員による学外研修会・シンポジウム等への参加実績一覧(2013年度)」2014年3月31日現在
2-41	(再掲：2-39-③)「2013年度FD活動の総括と2014年度への指針」2014年2月12日 FD全体会了承
2-42	①「2013年度第1学期 授業アンケートの実施について」2013年7月3日 教授会承認
	②「2013年度第2学期 授業アンケートの実施について」2013年12月4日 教授会承認
	(再掲：2-27-②)『「授業アンケート」集計結果集 [2013年度]』2014年5月
2-43	①「2013年度第1学期授業アンケート結果の公開について」2013年10月1日付け掲示
	②龍谷大学法科大学院web ページ「情報公表」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html >最終アクセス：2014/05/27
	(再掲：2-39-⑤)「龍谷大学法科大学院 2012年度FD活動報告書」2013年9月
	(再掲：2-41-①)「2013年度第1学期 授業アンケートの実施について」2013年7月3日 教授会承認
	(再掲：2-27-②)『「授業アンケート」集計結果集 [2013年度]』2014年5月
	③龍谷大学法科大学院「2013年度第1学期授業アンケートの分析結果」(2013年度第4回FD全体会 [2013.10.23開催] 資料3)
(再掲：2-28-①)「2013年度第4回FD全体会記録(一部抜粋)」2013年10月23日開催	
2-43	(再掲：1-4-①)「2014年度龍谷大学法科大学院パンフレット」2013年6月
	①「2013年度教学促進費による講演会開催一覧」2014年2月5日現在

II. 評価結果

総評

FD体制の整備と実施については、「教育課程編成・実施の方針」に基づきFD規程を定め、行っている。「授業アンケート」結果の分析や「教員相互による授業参観」実施に基づく教育改善へのフィードバックなどをFD全体会において討議するなど授業改善を図っていることは、評価できる。また、学生による授業評価の結果(アンケート)についてもwebサイト上で広く一般にも公開していることは評価できる。

また、「FD活動と司法試験合格率」について受験者の成績を把握し、在学中の成績と合わせ個人別一覧表作成で集約し、司法試験成績と学業成績の相関関係から教育改善につなげようとしている。結果に期待する。

伸長すべき点(長所) 《箇条書き》

- ・ 「教育課程編成・実施の方針」として履修要項に掲載している。「授業アンケート」結果の分析や「教員相互による授業参観」実施に基づく教育改善へのフィードバックなどをFD全体会において討議するなど授業改善を図っていることは、評価できる。

改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載

※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要